

第 3 回

東京都食品衛生調査会専門委員会会議録

平成 1 5 年 1 0 月 7 日（火曜日）

第一本庁舎北側42階特別会議室 B

午前9時57分 開会

黒川座長 おはようございます。今、事務局からお話しがありましたけれども、ちょっと定刻より数分早いようですが、委員がおそろいになったということで、第3回の専門委員会を開かせていただきます。

まず最初に、一つお諮りしたいことがございますけれども、それは副座長ということなんでございますが、私、いろいろな会議をやっておりまして、座長にやむを得ない事情があつてうんぬんというときの副座長というのを決めておくということでございましたので、それをお願いいたしまして、碧海委員にこのお話をいたしまして、内諾をいただいておりますので、皆様の御了解をいただければ、そうさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

黒川座長 ありがとうございます。それでは、こちらの席にお移りいただけますか。

(碧海委員、副座長席に着席)

黒川座長 それでは、本日の審議に入りたいと思います。

まず、意見募集の状況、それから、前回、第2回専門委員会として、「意見を聴く会」というのを開催いたしましたけれども、そのことに関して事務局から御報告をお願いいたします。

村田健康局副参事 それでは、お手元にお配りしております委員会報告の一連のつづりの後ろの方に、参考資料の1「基本的な考え方に対する意見」、それから、参考資料の2「意見を聴く会での意見表明内容(要約)」というのがありますので、そちらの方をごらんいただきたいと思います。

まず、参考資料の1でございます。こちらの方につきましては、既に今回の報告書をまとめる関係で、各専門委員の皆様方には参考配布をさせていただいているものでございますが、意見募集の結果をまとめたものでございます。件数としましては、全部で64件の御意見を提出していただいております。64件というのは、64の団体、人、あるいは企業という意味でございます。この中には、先日、9月16日の「意見を聴く会」の当日にアンケートという形で意見を出していただいた方も含まれております。それから、お一人の方、一つの団体で、複数の項目につきまして御意見を出されている方もいらっしゃいましたので、延べ意見項目数としましては243件という結果になっております。意見の概要につきましては、後ほどお目通しいただければと思います。

それから、続きまして、参考資料の2ですが、「意見を聴く会」での意見表明内容のまとめでございます。当日御来場いただいた方でございますが、全部で97名の方に御参加をいただきました。それから、意見表明された方は、9名いらっしゃいました。内訳としましては、消費者の方が4名、それから、事業者の方が5名という形でございます。その方々の御意見の内容につきましては、先ほどの意見募集の結果と同様に、項目別にごように整理をさせていただいております。

なお、この参考資料の1、それから、参考資料の2につきましては、今後、食品衛生調査会に報告するための専門委員会報告の添付資料として活用していきたいと考えてございます。

御報告は以上でございます。

黒川座長 ありがとうございます。何か御質問でもございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

黒川座長 ないようですので、先へ進ませていただきます。

それでは、ただいま報告がありました「意見を聴く会」の内容などを踏まえまして、これから審議に入りたいと思います。事務局で御用意くださった東京都食品衛生調査会専門委員会報告(案)、それを用いまして御審議いただきたいと思います。

最初に、事務局案の作成意図と作成作業の経過について御説明ください。

村田健康局副参事 それでは、御報告いたします。

今回の食品衛生調査会専門委員会の報告のまとめ方に関しましては、先般、専門委員の皆様方には御連絡させていただいたところでございますが、短期間の間にさまざまな御意見を反映しながら報告書をつくっていくために、今回は、黒川座長と事務局とで、まとめの方向ですとか、スケジュールに関しまして御相談をさせていただきました。その内容を9月18日付けで皆様方には御連絡をさせていただいております。

まず、1点目、報告書のイメージでございますが、「基本的な考え方」を素材としまして、関係者の皆様方の御意見を踏まえまして、東京都食品安全基本条例制定にあたっての課題を整理し、あわせて今後の条例制定に向けた方向性、それから、条例の考え方につきまして御提言いただくものという形で報告書をまとめさせていただきたいという提案をさせていただきました。

それから、本日、お手元に御用意させていただきました専門委員会報告書(案)の作成に至るまでの経過でございます。

まず、これまでの委員の皆様方の御発言、それから、意見募集の結果ですとか、「意見を聴く会」で表明されました都民の方々、事業者の方々の御意見、それから、更にこれまで発言し足りなかった点につきまして専門委員会の皆様の追加の御意見というものも、今回、集めさせていただきましたので、それらをもとにしまして素案を作らせていただきました。素案に関しましては、先週の始めに専門委員会の皆様方にお送りをさせていただいております。その素案に関しまして、更に専門委員会の皆様方から修正意見等あればということで御案内をしておりましたが、先週の10月2日までに複数の方々から御意見をちょうだいいたしましたので、それらを改めて反映する形で今回の専門委員会報告書(案)というものを御用意させていただいたという次第でございます。

作成の意図と、これまでの経過につきましては、以上でございます。

黒川座長 今の御説明について何か御質問ございますか。

村田健康局副参事 恐れ入ります。補足をさせていただきますと、本日、専門委員会の委員の皆様方には、案として二通り御用意しております。まず、下線や修正の見え消しが入っていないもの、こちらが修正内容を反映した後の形でございます。それから、見え消しが入っているものも、本日、専門委員の皆様方用に御用意させていただいております。説明の関係上、修正の経過があった方がわかりやすいということで二通り御用意させていただきました。

黒川座長 じゃあ、そういうことで、ちょっと、別に薄い方、訂正の入った方の専門委員会報告(案)ということで、その御説明をお願いいたします。

村田健康局副参事 それでは、修正版、修正が入っている報告書(案)の方をごらんい

ただきたいと思います。

まず、2ページの方をおあけいただきたいと存じます。2ページの一番上の方から1、2、3行と修正が入っておりますが、こちらは文章表現上の問題で、恐れ入りますが、事務局の方で修正させていただいたものでございます。内容等に変更はございません。

それから、その下の3段目に、消費者というところを消しまして、都民とさせていただいているんですが、これは、今回の報告書の中では、都民という形で表現を統一させていただいておりますので、この部分を消費者ではなく都民とさせていただいたものでございます。

それから、その下の「都民の健康を守ることを最優先として」という部分を今回追加させていただきました。これは、委員の方の御意見としまして、都民の生命、それから健康を最優先されるべきことを明らかにしてほしいと。さらに、消費者の権利を何らかの形で入れ込んでいく必要があるのではないかと御意見がございました。これにつきましては、読むまでもないんですが、まとめの方でも入れさせていただいておりますが、食品の安全を確保するということは、都民の方々の健康な生活を営む上で欠かせない基本的な条件の一つであるという考え方を示させていただいております。そのことを改めて強調するというために、都民の健康を守ることを最優先として、今回、条例の制定が急務であるという部分を加えさせていただきました。

なお、消費者の権利をはっきりと改めて書き込むかどうかということにつきましては、事務局の中でも精査をさせていただきました。考え方としましては、先ほど申しましたように、食品の安全が確保されるということは、都民の方々が健康で豊かな生活を営む上で欠かせない基本的な条件の一つであります。しかしながら、食品の安全確保というものは、私ども東京都、それから都民の方々、それから事業者の方々が、それぞれの役割を踏まえまして相互に理解し合い、それから協力し合うことで初めて実現するという考え方を、今回提案させていただきました「基本的な考え方」の中では入れさせていただいております。したがって、消費者の方々も一定の役割を果たしていただくことで、はじめて、この条例の目的である「都民の健康を守ること」が可能になるということでございます。

更に申しますと、このようにして食品の安全を確保することによって、現在及び将来にわたる都民の方々の健康を守るという目的をこの条例は掲げておりますので、この目的の実現によりまして、消費者の権利というものは十分保障されるのではないかと整理をいたしまして、今回はあえて権利の方は入れてございません。

それから、続いてでございます。同じページの今度は下の方になりまして、下から3行目、「摂取による」という修正がなされております。「食品の摂取による」、これも、文章表現として事務局の方で修正させていただきました。

それから、続きまして3ページの方に移らせていただきます。一番上の方なんですが、「都の役割は」というくだりがあります。「わが国最大の消費地であり物流拠点でもある」という表現を加えさせていただきました。これは、1ページの東京の地域特性の説明のところ、「我が国最大の消費地であると同時に物流の拠点でもある」という説明を入れておりましたので、そちらとの整合性を図るためにこの表現を入れさせていただきました。

続きまして、3番の「食品安全行政の総合的・計画的な展開」の二つ目の段落の2行目

でございます。「食品安全確保対策を体系化した」という表現になっておりますが、これも文章表現の修正ということでございます。

それから、恐れ入りますが、4ページの方でございます。4ページの上から3行目になります。こちらも文章表現の修正でございます。「発生しうる危害や、解明されていないリスクについて、様々な情報を収集、整理し」としてありまして、文章表現を修正させていただいております。なお、この未然防止の観点による情報の収集、分析、評価という点に関しまして、いわゆる科学的知見が明らかでないデータの不確実なものに関しまして、未然防止の評価の対象とするべきではないかという御意見も伺いました。それに関しましては、今回のこの条例の考え方としましては、いわゆるリスク分析の考え方を取り入れまして、科学的知見に基づいて安全行政を展開する、リスク分析の考え方を取り入れて未然防止の措置を行うという考え方を今回、打ち出させていただいておりますので、「あくまでも科学的な知見に基づく」という線で整理をさせていただきたいということであります。

それから、続きまして5ページ、「条例制定に当たっての留意点」というところがございます。そちらの目的、理念等の(2)、真ん中の方に、「科学的知見に基づく安全行政は、危害発生の未然防止の観点からも推進する必要がある」という部分を加えさせていただきました。これは、未然防止の視点というのも、この条例の基本理念、これまで3点挙げておりましたが、この四つ目として入れるべきではないかという御指摘もいただきました。この部分に関しましては、リスク分析の考え方を取り入れるというくだりを今回は入れさせていただいております関係で、このように修文させていただきました。科学的知見に基づく安全行政は、危害発生の未然防止の観点からも推進するべきであるという考え方を入っております。なお、科学的知見に基づく安全行政は、必ずしも未然防止の観点それだけではなくて、いわゆる食中毒のような事故が起きた場合の事後対応の面でも必要であるということをご場につけ加えさせていただきます。

なお、この基本理念に関しましては、もう一つ御意見が出てありまして、透明性・公平性の確保という点も加えるべきではないかという御意見がございましたが、行政の透明性・公平性の確保という考えは、食品安全対策だけではなくて、都政全般について当然のこととして配慮されるべき考え方でございますので、今回、あえてこの食品安全条例で明文化しなくてよいのではないかと整理をさせていただいております。

それから、続きまして、このページの真ん中の段に入りまして、2番の「安全確保に関する基本的な施策」の(1)でございます。施策の総合的・計画的推進の2段落目、食品安全推進計画の策定に際しましては、関係者の方々の御意見を反映するべきであるという点を今回、まとめの中でも提言させていただいているわけですが、その際に、新しい計画の策定それだけではなくて、改定の際にも当然その点は配慮されるべきであるという御意見がありましたので、これはこのような形で反映させていただいております。

それから、続きまして6ページの方に移らせていただきます。「(2)情報の分析・評価・施策への反映」の部分の2段落目の一番上の文になります。「最新の科学的知見に基づき情報の分析、評価」と、こちらも文章表現の修正をさせていただきました。

それから、恐れ入りますが、7ページを見ていただきたいと思います。これは措置勧告制度に関する御意見でございます。措置勧告というのは、確かに行政処分ではありませんけれども、この運用いかんによっては、事業者側としては廃業に追い込まれてしまうとい

う可能性がある、したがって、措置勧告の適用に当たっては、その手続等を明確にという御意見をちょうだいしております。これは、確かに、勧告権を発動するためには、当然、公平性・透明性が確保されるような手続が必要でありますので、その部分を反映させていただいております。

それから、自主回収報告制度の部分に関しましても修正をさせていただいております。これは、御意見としまして、報告を義務付け、それから、報告内容を公表するという制度そのものが、事業者側にとっては、回収するべきかどうかという判断に影響を与える。更に言うならば、回収しなければ報告の義務は生じないのだから、回収そのものが阻害されるのではないかというものがございました。確かに、制度としましては、回収を決めたというところで初めて報告をするという義務が生じるわけでございます。しかし、今回のこの制度の目的といいますか、意義としましては、先日の9月9日のこの専門委員会のときにも御議論があったかと思うんですが、回収を促進することは言うまでもなく、回収の情報を、都民の方々がいつでも掌握することができる、ホームページにアクセスをすれば、注意喚起されるべき情報を知り得るというシステムそのものの存在意義があるんじゃないかという御意見等もございましたので、その部分を加味させていただいております。修文の結果は、読ませていただきますと、「現在、自主回収に関する社告記事が多く見られるが、全ての事例についてこうした周知が行われているかを確認することはできない。このため、都として、こうした自主回収情報を的確に把握するとともに都民に対し適切に提供し、注意喚起をすることのできる仕組みを構築することが必要である。こうした仕組みを通して、自主回収に関する情報を都民が的確に把握できるようになることで、事業者による自主的な情報開示と危害の排除が促進され、また情報提供者である事業者に対する都民の信頼が向上することが期待される」という修文をさせていただきました。

それから、自主回収報告制度の部分の修正としまして、下から3段目の行にあります、「法違反及び危害発生のおそれのあるものの中で設定する必要がある」、これも文章上の表現を修正させていただいております。

それから、4番の「情報の共有と交流」という点についてでございます。ここで、一番下の段落のところ、「生産から消費に至る各段階で情報の共有と交流が図られる仕組みをつくとともに、その内容について都民や事業者に明らかにすることが必要である」という表現、最後の「明らかにする必要がある」というところを今回追加させていただいております。これに関しましては、御意見としまして、いわゆるリスクコミュニケーションの手続の規定というものがないと、東京都側の裁量にゆだねられてしまう、あるいは消費者として施策への参加の機会を見失ってしまうという御意見がございましたので、仕組みをつくることは当たり前のことなんですが、その仕組みについては当然明らかにされていなければならない、だれが見ても周知をされているというような状況にしないといけないということで、この「明らかにすることが必要である」という修正を入れさせていただいております。

それから、実際に専門委員会報告としまして、どのような都民の方々、関係者の方々の参加の手続を盛り込ませていただいたかということなんですが、まず、いわゆる食品安全対策の基本的な方策、例えば今回検討しております条例の改正とか、あるいは食品安全推進計画の策定、改定といったものにつきましては、食品安全調査会の諮問に付すというよ

うなこともまとめさせていただいております。

それから、安全性調査の対象の選定、あるいは措置勧告の判断に関しましては、直接的な参加の機会はないかと思うんですが、安全性調査の適用ですとか、措置勧告の適用に際しましては、評価委員会の評価もかませるといったような考え方を入れさせていただいております。評価委員会の中には、公募委員の都民の委員の方も入っていらっしゃいますので、参加の機会というのは配慮されていると思われまます。

それから、食品安全推進計画に関しましては、策定時だけではなくて、それ以降、進捗状況に関しましては明らかにするという配慮もまとめの中には反映されておりますので、リスクコミュニケーションの手段としましては、それなりのものは審議いただいた経過で入ってきたのかなというふうに理解しております。

それから、あわせまして、この部分に関連してなんですが、リスクコミュニケーションの専任機関を設置したらどうかという御意見がございました。これは、リスクコミュニケーションというのはさまざまな機会があるだろうと、それから、さまざまな取組を通して進める必要があるだろうという御指摘だったんですが、しかし、そういったさまざまなリスクコミュニケーションに関しましては、やはり専任の機関を作って、こちらの方にお任せするべきではないか、なおかつこの推進機関というものを、今回の食品安全条例に基づいて設置するべきではないかという御意見がございました。これにつきましては、事務局の方で調べさせていただきました結果がございまして、恐れ入りますが、本日お手元にお配りしております参考資料、「附属機関について」というものをごらんいただきたいと存じます。

これまでも、この「基本的な考え方」の中では、こういったリスクコミュニケーションに関しましては、私ども東京都、それから都民の方々、事業者の方々が相互に交流するさまざまな場面において、さまざまな手法により行われる必要があるということを提言させていただいております。そのために、都としましては、食品安全ネットフォーラムですとか、それから、今月は「食の安全都民フォーラム」といったことも開催する予定なんですが、そういったさまざまな手法により行われる必要があると考えております。

それで、この条例に基づきまして機関を設置するというのが、どういうことになるのかということなんですが、それが附属機関というものでございます。

附属機関の定義でございますが、執行機関の要請により、その執行のために、あるいはその執行に伴って必要な調停、審査、審議または調査を行うということを職務にする機関でございまして、執行権を有しないものという定義がございまして。

この設置根拠なんですが、条例に基づくということになっております。

特徴なんですが、まず、1点目としましては、いわゆる地方公共団体の行政組織の一部であると、したがって、私ども東京都から独立した機関ではないということが言えます。

それから、2点目としまして、複数の委員によって構成される合議制の機関であるということがあります。

それから、3点目としましては、職務権限は、調停、審査、審議、調査等に限られます。これは、下の地方自治法第138条の4の第3項というところをごらんいただきたいんですが、調停、審査、諮問または調査のための機関というものが附属機関でございまして、

これ以外の職務というのは想定をしていないという意味でございます。

それから、この附属機関でございますが、執行機関、ここで言いますと私ども東京都になるわけなんです、私どもの諮問ですとか、依頼に基づきまして調査、審議を行う、いわゆる行政組織の下請け的な機能を果たしていただいておりますので、それ自身の執行権はないということになります。ですから、自ら企画をしたり、推進をしたりという執行権はないということになります。

それから、4点目としまして、目的が、行政の執行のために必要な審査等、あるいは審議等を行っていただくための機関でございますので、学識経験者、それから住民の方、関係団体の代表の方、あるいは関係する行政機関の職員等、外部の方々に構成をされるという原則がございます。これは、そもそもこの附属機関の位置付けというのが、外部からの知識ですとか経験、御意見等を導入して、施策に反映させていただくということが趣旨であるからでございます。

それから、5点目としましては、附属機関の庶務というものは執行機関が行いますので、例えばなんです、国の食品安全委員会のように、独立した専門の事務局はないということでございます。条例に位置付ける機関ということが附属機関ということにどうしてもなってしまうので、附属機関の定義付けからしますと、例えば私どもの東京都も皆様方と対等の立場で参加して、意見の交流をするといったような機能は、附属機関にはそぐいません。職務としては想定されておりませんし、それから、附属機関である以上は、私どもが皆様方と対等の立場で参加するということとはできないという状況でございますので、条例に基づきまして推進機関を設けるということは、調べた結果、できないという御報告をさせていただきます。

それから、9ページに移らせていただきます。「情報の共有と交流」の(4)なんです、都民、それから、その下に、事業者のところの下線を引いております。これまでも、関係者の皆様方の意見を反映しということ素案の中でも書かせていただいているわけなんですけれども、都民の方々だけではなくて、事業者の方々の意見の反映もするべきであるということで、入れさせていただきます。

それから、先ほどの「情報の共有と交流の推進」のところ、リスクコミュニケーションの方法については、その仕組みを作るだけではなくて、皆様方に明らかにすることが必要という修正を加えさせていただきますので、この御意見の反映のところにも同様の修文を入れさせていただきます。

それから、5番の「国及び他の自治体との連携・協力」のところでございますが、条例を踏まえた新たな施策についても特別区とは連携、というように修正をさせていただきました。これは言うまでもないんですが、条例に基づく新たな施策ですと、狭い意味で安全性調査ですとか、措置勧告等々に限定されて解釈をされるというおそれがあるわけなんです、そうではなくて、この条例に基づきまして、これから私どもが進めていく食品安全対策そのものが、特別区との連携が必要であるということと言うまでもないことですので、この部分、表現を改めさせていただきます。

それから、6番の「その他」のところでございます。条例・規則の改廃とあったんですが、規則を削除させていただきました。これは、食品安全調査会にお諮りする際には、条例の改正についてお諮りするのではなくて、こういう施策の方向の転換、あるいは新しい

施策が必要ではないかということを確認する、その結果、条例の改正が必要であったり、あるいはそれに基づく施行規則の改正なりが必要になったりということで、初めから施行規則の改廃ありきではないと考えられますので、規則のところは削除させていただきました。ただ、答申の結果次第で、当然、施行規則に至るまで改正する可能性はあるということでございます。

それから、10ページの最後でございます。「その他」の最後の段落になるわけなんですけど、食品安全調査会につきまして追記をさせていただきます。これは、御意見としまして、食品安全推進計画の策定、それから、先ほど、改定の際にも関係者の御意見の反映をするという修正をさせていただきましたが、そういった策定・改定を食品安全調査会が審議をするその過程において、しっかりと都民の方の御意見というものが反映されるようにする必要があるという御意見がありましたので、このような追加をさせていただきました。「調査会は、必要に応じ都民、事業者など委員以外の関係者からの意見を聴くことができる旨を明らかにし、審議に関係者の意見反映が図れるものとする」と、こういう修文をさせていただきました。

以上、素案に対する修正意見の反映を中心としまして、本日提出させていただきました案の説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

黒川座長 ありがとうございます。これから御審議していただきたいと思っておりますけれども、今お聞きしたように、非常に膨大な量になっておりまして、目次をざらんにいたしますと、「はじめに」、それから、第1、第2、第3というふうになっておりますので、これを大まかに三つに分けて御意見、御審議いただきたいと思っております。

まず、「はじめに」というところと「第1 東京都食品安全基本条例（仮称）の必要性」、そこで、それに関しましてのみ、まずは御意見をちょうだいしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

林委員 消費者の権利についてですけれども、ちょっと御説明がよく聞き取れなくて、不正確な理解かもしれませんが、要するに消費者の権利は既にあるんだというふうな認識をされていて、しかし、この条例においては、都民の健康保護という観点であるから、観点が違うからということなのか、あるいは新たなリスクアナリシスという考え方に立つと、都民も一つの役割を負うのだという、そんなふうな御意見のように聞きましたけれども、問題は、消費生活条例で生命及び健康を侵せない権利というものが明定されているわけですね、既に。食品も消費生活物資ですから、食品によって生命・健康を侵されない権利というのは、既に東京都は認めていて、それに基づいて行政を執行しているわけですね。そういうことだと私は理解しているんですが。そうすると、その点をやはり再確認しておく必要があるだろうということで、私の意見で、素案の原案について述べたんですけれども、改めてここで消費者の権利が、とりわけ食品によって生命・健康を侵されない権利、奪われない権利というものがあつたということ、再確認をした方がいいだろうと思っております。条例にそれを明定するかどうかは別にして、再確認をしておく必要があるのではなからうかと。ですから、この専門委員会の意見でも、その旨は指摘をした方がいいんじゃないかというふうに思っております。

黒川座長 この点につきまして、どうしましょう。まずは事務局の……。

奥澤食品監視課長 今お話にありました消費生活条例で規定されている権利、それが当

然食品も含めて認めているという位置付けについては、全く否定するものではございません。いわゆる消費者保護という立場から消費生活条例というのがあって、その中で明確にうたわれている。そのことを否定するわけではないと。当然、今御審議いただいています条例ができた暁でも、消費生活条例との連携と申しますか、庁内連携の中で総合的に都政というのは運営されていくわけですから、そういう意味では、基本的認識は変わらないと思います。

林委員 ちょっとマイクが聞き取りにくいんですけども。

黒川座長 ちょっと私も、もう少し、何かちょっとこもったような、声のせいかマイクのせいか知りませんが。

林委員 最後の結論の部分がちょっと聞こえなかったんですけども。

黒川座長 お願いします。

奥澤食品監視課長 いわゆる消費生活条例で規定されております消費者の権利というのが、食品というものも含んで規定されているということは当然のことですし、今、御審議いただいています条例ができた暁には、条例だけでいくわけではなくて、当然、そういったほかの条例であるとか、各部局の持っております要綱等も含めて、総合的に運営されていくべきものだというふうに考えております。

林委員 今の御説明は納得します。ですから、そういう旨をこの専門委員会報告にきちんと書いていただければありがたいなということです。書いてあると、部分的にそう読めば読めますけれども、明確に書いていただきたいということです。

村田健康局副参事 3ページの食品安全行政の総合的・計画的な展開の3段落目のところに、今、食品監視課長からも御説明した内容が既に入らせていただいておりますが、いわゆる消費生活条例などの都の諸条例、要綱等がそれぞれ補完し合って食品安全対策が進められているということを書かせていただいておりますので、ここで、今御説明しました内容は、私どもとしましては踏まえさせていただいているつもりなんですけれども。

林委員 それはわかっているんですけどもね。

黒川座長 この件に関してほかにございますか。

交告委員 消費生活条例の権利の件ですけども、それはそれで、3ページに書かれているように、消費生活条例と一体になるということでもいいと思いますけれども、権利という言葉が条例とか法律に使う場合には、やはり法律とか条例というのは法規範ですので、それをどういう意味で使っているのかということが明確でないといけないと思うんですよ。消費生活条例の場合、権利というふうにうたわれているんですけども、あれは普通の法律の感覚からいうとちょっと異例で、象徴的な意味を持っていると思うんですね。そういうわけで、普通はそういう使い方はしない。東京都条例以降の消費生活条例を見ても、ああいう使い方はしていないように思います。もちろん理念を語るということは大事です。しかし、権利という言葉で 権利という言葉を使うと、何かすごくいいことを言ったように思うんですが、結局、何を要求しているかということの方がもっと大事で、専門委員会報告には要するに都民の健康を守ることを最優先としてというふうに書いてあるわけですから、それはそれでいいんじゃないか。権利というと、何か一層強く言ったような気がするんですが、そういう象徴的な意味を持たせるということは考えてもいいとは思いますが。

総論部分なんかで、東京都の消費生活条例の実績にかんがみてとか、そういうような表現で影響力を大きくするというはあり得ると思いますけれども、条例自体で権利と言う場合は、もっと厳格に考えていけないといけないと思うんですね。ですから、報告書においても、条例の文言に入れるかどうかということがこの報告書から受け取られてしまう

ちょっと変ですか、つまり条例に入れるというような提案をしたことになると、もっと議論を重ねないといけないと思いますので、そこを注意した方がいいかなというふうに思います。

黒川座長 よろしいでしょうか。要するに消費者の権利というのは、消費生活条例の方で扱っておりますというか、そちらで書かれていることであり、この条例、私の理解では、そういうことも踏まえて食品の安全を確保して、都民の健康を守るという方法論を述べているので、そこでいいんじゃないかと。特に書かなくてもいいですか、さっきの3ページの3ですか、そこに都の諸条例が補完し合いながらうんぬんと、そういうところで読めるという理解ですけども、そういうことで皆様よろしいでしょうか。

じゃあ、そういうことで、ほかに何か御質問、御意見ありますでしょうか。

碧海委員 ちょっと繰り返すようですが、先ほど消費者を都民に変えたという、あちらの方は納得がいくんですが、この1ページ目のところで消費者という言葉を使っているのがちょっと。だから、1ページの第1の「食品に関する事件・事故が相次いで発生し、消費者の不安」と、つまりこういうところでは消費者を使っているんですが、これはもちろん都民ということではないと思うんですね。だけど、逆に言えば、都民という言い方というのは、消費者という言葉よりむしろ広いんじゃないかというふうに私は感じるんですが。つまり都民と言った場合には、消費者だけではないですね。だから、何かここ、この使い分けというのは、ちょっと私は気になっているんですけども。

村田健康局副参事 それにつきまして御説明いたしますと、この1ページの、今、碧海委員の御指摘いただきましたところで消費者という言葉を使っておりますのは、このくだりは、今、法体系、新しく国の方で食品安全対策を再構築して、それに当たって、自治体にはこういう役割を果たしてほしいという通知が来たんですけども、その通知の中の表現、一文をそのままこちらでは引用しておりましたので、ここは消費者だったんですね。お話しするとそういうことでございます。ここは、都民と置きかえると、その上の地方自治体のところも東京都に改めないと、矛盾が生じてしまうかと思われるんですね。

碧海委員 ここを都民に変えたいということではなくて、何かその使い分けがちょっと気になったものですから。

黒川座長 では、このままでよろしいですか。

碧海委員 はい。

黒川座長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

黒川座長 それでは、取りあえず先へ進むということで、「第2 検討に当たったの視点」というところについて御討議願います。

林委員 恐らく3ページの「3 食品安全行政の総合的・計画的な展開」のあたりに該当するのと思うんですが、食品安全推進計画をお立てになるということですが、前にも若干申し上げたかもしれませんが、食品衛生法の方の食品衛生監視指導計画との絡みとい

うのは、どのように位置付けられるのでしょうか。これはちょっと、今まで申し上げているんだけど、依然としてはっきりしないものですから。

奥澤食品監視課長 食品衛生法に基づきます監視指導計画、これはまさに食品衛生法に基づく範囲で、食品衛生法の運用に当たって、具体的に各自治体がどういうふうに取り組んでいくのかというのを、計画段階で都民の方の意見も反映させながら計画をつくり、その結果についても公表するという制度でございます。そういう意味で、ある意味で非常に対象が限定されてきております。この食品安全推進計画というのはそうではなくて、ある意味全庁的なもので、生産から消費までということで、関係各局の施策もくくった形で計画をつくっていきこうということですから、対象、考え方が違うということで御理解いただきたいと思います。

林委員 二本立てになるのか、あるいは、食品安全推進計画の中にこの監視指導計画が組み込まれるのかということですが。

村田健康局副参事 それぞれが独立した計画であるというふうに御理解いただければと思います。

奥澤食品監視課長 大きな意味で、当然、食品安全推進計画というのがある程度、単年度計画ではなくて、もう少し大きな視野でもってつくるといった構想を持っていますので、そういうものがベースにあって、当然、食品個々の施策も推進されるわけですから、そういう意味では、根底にあるという位置付けにはなるのかなと思いますが、書き込むレベルも多分、具体性も変わってくるだろうと思うんですね。単年度計画ですから、もう少し推進計画より具体的な形で書き込んでいくような形になりましょうし。ですから、内容も、それから対象も違ってくるという御理解をいただければということで。

黒川座長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

黒川座長 それでは、またもとに戻っても結構でございますけれども、最後は「第3 条例制定に当たっての留意点」ですね。少し長いんですけども、そこに関していかがでしょう。

高濱委員 食品製造メーカーの立場から御発言申し上げたいと思います。食品製造メーカーのこの条例に対する考え方につきましては、これまでも前回の専門委員会の場やパブリックコメント等で申し上げているところでございまして、若干繰り返しになるかもしれませんが、食の安全・安心を確保する上で、食品企業の立場から一番問題なのは、あいまいな制度が存在するという事ではないかと思っております。厳しい制度運用というのは、食品の安全を確保するためですから仕方ないと思うんですけども、国によって、県によって、保健所によっていろいろ基準が違って、恣意的に運用されるということがあったら、それは非常に問題だというふうに考えているわけです。

それから、同じようなことになりまして、二重の基準というんでしょうか、ダブルスタンダードみたいなものが存在するとすれば、企業は対応が困難になるということがございまして、そういう観点からいたしますと、この措置勧告制度や自主回収の報告・公表制度につきましては、必ずしも私も、もろ手を挙げて賛成するというわけにはいかないんですけども、ただ、導入するというのであれば、次のことに御配慮いただきたいと思っております。

一つは、措置勧告制度につきましては、科学的な知見に基づいて、きちんとした評価に基づいて行うということでございまして、例えば、ある雑誌に出ていたからといってこれをすぐに取り上げて、それでもって事業者のところへ行って勧告するということはやめていただきたいということでもあります。厳格な手続と申しますが、そういうものをきちんと踏まえていただきたいということでございます。

それから、措置勧告制度につきましては、行政指導ということで、行政処分ではないということなんですけれども、実際、事業者から見れば、行政指導といっても従わないわけにはいかないわけですし、これを拒否するというわけには実際はいかないわけでございますので、それだけの重みがあるということを是非受けとめていただきたいと考えております。

次に、自主回収の報告・公表制度でございますけれども、これまでも自主回収については、保健所との緊密な連携のもとに事業者はやっておりますので、そういう実態を十分踏まえていただいて、そういう前提の下でやっていただくということではないとうまくいかないんじゃないかと思えます。それで、健康に影響を及ぼすおそれのあるものに限って公表するという制度の運用をしていただきたいと、こういうふうに考えております。

それと、少しお尋ねしたいんですけれども、食品の回収の問題については、前回も申し上げましたが、いろいろ基本的な問題があるんですけれども、回収について何か基準となるものを東京都の方でお示しになる考え方がないのかどうか。やはり基準があると事業者は対応しやすいという面もありますので、そういうお考えがあるのかどうかということについてお答えをいただきたいと考えております。

いずれにしても、前回に示されましたイメージ図などを見ますと、髪の毛が1本入っても報告して公表されてしまうんじゃないかと、そういうおそれを事業者は持っておりますので、そういうことがないように、是非お願いをしたいと思っております。

少し長くなるんですが、消費者の教育・学習の推進のところについて申し上げたいと思えます。食のリスクを考える場合、ある特定の品目について、その品目の残留農薬基準がどうか、添加物がどうかということに着目して議論をするということも大事ですけれども、それに加えて留意すべきことは全体としてバランスのとれた食生活をすることによって、総体としての食のリスクを避けることができるのではないかとございまして。そういうことは、是非、食育を推進する中で啓蒙していただきたいと思えます。それから、前回も回収の問題で申し上げたんですけれども、食のリスクを極端に下げのために、何か問題があれば回収をどんどん進め、その食品を廃棄するというふうなことをすれば、一方では環境リスクというのを高めかねないわけでございます。ある特定のリスクを極端に下げようとするればほかのリスクを高めかねないということもあるのだということ、是非、御認識いただきたいと思えます。魚介類の摂取なんかの問題でも、水銀の摂取を恐れて魚介類を摂取しないということになれば、良質な動物たんぱくを摂取しないという、そういうリスクもあるわけですから、リスクの問題はトータルとして考えなければいけないということ、是非、御啓蒙していただければと思えます。

以上でございます。

黒川座長 自主回収に関するいろいろな御意見をいただいたようですけれども。

奥澤食品監視課長 自主回収の件でちょっとお答えさせていただきますけれども、8ペ

ージをごらんいただきたいと思うんですが、既にいろいろ御意見を承っておりまして、例えばこの二重線で消した次のところでございますが、「制度の導入に当たっては、事業者が日常的に保健所と連絡をとっている状況などを考慮し、届出先を検討することが必要である」、こういうことも十分実態を踏まえて、形上は知事という形になりますが、もろもろいろいろな届出、実際には知事が受けるんですが、実際の届出窓口は保健所になっている、もろもろ制度の運用の中でそうしているものはたくさんあります。ですから、そういうことも含めて、具体的な実施に当たっては検討していきたいなど。その辺の含みを持たせた表現がここになります。

それから、次のところ、何でもかんでもということではなくて、「回収理由については、危害発生の未然防止、事業者の負担の観点から、法違反及び危害発生のおそれのあるものの中で設定する必要がある」と。こういった中で、混乱しないような形で、こういったものを回収報告の対象にするのかというのは、特に届出を保健所等にもしやるとなれば、なおのことそういったものは明らかにしませんが、行政内部でも混乱を来しますので、方法論は別途ですが、中身は精査していきたいと考えております。

それから、その後の「具体的な制度の導入に当たっては、回収に関する実態を踏まえて、更に検討を進める」。まだまだ詰めていかなければならないことがあるのかなと考えております。

村田健康局副参事 それから、措置勧告の方について補足させていただきます。措置勧告の適用に当たって、きちんとした評価をという御要望でございましたけれども、当然、私どもも、行政指導とはいえ条例に基づく勧告ですので、それなりに強い力があるということは十分認識しておりますので、きちんとした根拠を私どもの方でも持っていないと、この勧告権というのは適用できないと考えてございます。勧告に当たっては、評価委員会の評価も参考にするとまとめさせていただいておりますが、評価委員会の評価も、たった一つの文献それだけで結論を出すということは、恐らくできないだろうと思うんですね。いろいろな角度から情報を収集して、いろいろな角度から分析をしていただいて初めて、やるべきか、やらざるべきかというような結論に至るのかなと思いますので、制度の運用としては、きちんとした形にできるように制度化していく必要があると思っております。

黒川座長 よろしいでしょうか。

池山委員 5ページの(2)の丸二つのところで、科学的知見に基づく安全行政で、透明性・公明性というのは都政策全体の課題であるので、あえて入れないというお答えだったんですが、食品の安全確保は、格別に透明性・公正性というのは必要だと思うので、あえて入れないじゃなくて、あえて入れるというふうにはならないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それから、私、意見を出さないで申しわけないんですけども、6ページの説明がなかった部分についてなんですけれども、昨今、さまざまな食品被害がメディアで報道されまして、何かそれを読んでいまして、もう1回この食品安全条例を読み直してみたんですね。そうしましたら、6ページの3の「危害発生未然防止の措置」のところの三つ目の丸ぼちのところ、「調査の対象は、法で規格・基準が定められていないものについて、危害発生の蓋然性や重大性が高いと判断される場合に限定し」というふうに書いてあるんですね。これは、この条例の性格上わかるんですけども、限定としないで、非常に危害のリスク

が高いもの、そのほかの場合は、条例でも何とか、法で規格・基準が定められているものについても、東京都独自で何か安全性調査をやらなければならない事態というのがあるのではないかな、なんて思って、やはり国の調査がすり抜けてくるなんていう事態もありますから、そうなってくると、限定というふうに言い切ってしまうといいのかな、なんていうのもちょっと考えたんですけども。非常に乱暴な意見ですけども、いかがでしょうか。

村田健康局副参事 まず、透明性・公平性の確保は、私どもの認識としては、これは食品の安全確保も当たり前なんですけれども、ほかの分野についても当然のようにやるべきことなので、この食品の条例だけであえて基本理念として盛り込む必要があるのかという考えで、御意見はあったけれども反映しなかったという事務局としての見解でございますので、それにつきましては、逆に、ほかの委員の皆様方の御意見を伺えればというふうに思っております。

奥澤食品監視課長 それから、基準のところですが、これも委員の皆様方の御意見を伺わせていただきたいと思うんですが、私どもの方の事務局の考え方としては、いわゆるこの安全性調査というのは、知事の権限行使としての条例に基づく調査で、基本的には国と自治体の役割分担というのがありますので、規格基準の部分はやはり本来国がやるべき問題だろうと。ただ、安全性がどうこうということではなくて、いわゆる市販されている食品中に、例えば国が定めた基準に対してどういう残留状態があるのかといった、実態調査的なものにつきましては、これは決して条例に基づく権限行使というものではなくて、これまでも私どもがやってまいりましたいろいろな実態調査があります。そういったもので、逆に言えば、そういったデータ、実態を国の方に御報告して、国に考えていただくという、そういうレベルの話なので、あえて、新しい、知事の権限としての調査というところでは、やはりこういうふうに限定すべきなのかなという考え方で、事務局としては考えております。

碧海委員 一つ質問なんですけど、8ページの4番の「情報の共有と交流」のところですが、2番目のぼちの「都が担うリスクコミュニケーションは」とありますが、この意味がちょっととりにくいんですが、「都が担うリスクコミュニケーション」というのはどういう意味なのかをちょっと御説明いただきたい。場合によっては、もう少し言葉をふやした方がわかるのかなという気がしているんですが。

村田健康局副参事 それでは、補足させていただきますと、上の段にも書かせていただいておりますが、「リスクコミュニケーションは、都、都民、事業者が相互に交流する様々な場面において」とあるんですが、やはり私ども東京都が3番目の立場として介在することもあれば、そうではなくて、事業者の方々と、それから都民の方々が直接対するようなリスクコミュニケーションもあるんだろうと思うんですよ。それについては、私どもの方で一つひとつ、ああした方がいいとか、こうした方がいいとか言わなくとも、どんどん二つの立場同士で推進していただければいいだろうと。しかしながら、私どもが直接そこに参加したり、あるいはコーディネート役として介在するようなリスクコミュニケーションについては、自治体として基本的に担っているリスク管理と一体となってやる必要があるだろうという意味で、「都が担う」という補足をさせていただいたということでございます。

碧海委員 今回の御説明を伺うとわかるんですが、ただ「都が担うコミュニケーション」というのは、私はやはり文章的にちょっと不足なんじゃないかというふうに思ったものですから。後段の「リスク管理と一体的に行うことが必要である」というのは、全然問題はないんですけども、その前の文章ですね。これをもう少し膨らませていただいた方がいいんじゃないかなというふうに思いました。

村田健康局副参事 検討させていただきます。

黒川座長 宮澤委員、ありますか。

宮澤委員 回収の件なんですけれども、回収のところで、事業者の範囲ということで述べられているんですけども、これは都内に製造所を有する事業者とか、本社を有するとか、販売している事業者ということがその範囲ということになると思うんですけども、製造所、本社を有する事業者に関しては実効性があると思うんですね。ただ、販売している事業者となると、届け先に関しましてもあわせて検討が要される等、非常に難しくなるのではないかと思います。ただし、この回収報告の制度ですか、これが危害発生の未然防止ということが第1の目的になっている以上は、販売品すべてを対象として考えていかざるを得ないのかなと思うのですが、その辺のくくり、どのように考えていくのか。非常に、この制度の目的を果たすためには、事業者間に不公平がないように、また吸い上げる情報が片手落ちにならないような、かなり慎重な検討が要されるのではないかなと思います。

それと、下の「情報の共有と交流」の方で、「教育・学習の推進」というところなんですけれども、都民や事業者に対する教育・学習ということになっているんですけども、ここに、都民、事業者だけではなくて、私どもの窓口となっているところが、保健所、食品衛生監視員が直接の窓口ですね。その方たちの教育も、是非進めていただきたいというのが実感なんです。本当に資質の差というのか、いろいろキャラクターの違いもあると思いますが、何か物事を相談しに行くときに、積極的に答えてくれる方、知識を持って答えてくれる方、これはすばらしいんですけども、その場で知識が及ばなくても、ちゃんと調べた上で対処してくれる方、そうであればよろしいのですが、知識もおぼつかず、何だかんだと濁されてしまうような方も実際おられます。こちらが質問するときに、人選しながらしてしまうというような状況もありますので、その辺を十分、ここの情報の共有と交流のところではないのかもしれませんが、都の役割の方に入るのかもしれませんが、その辺のフォローもお願いしたいと思います。

奥澤食品監視課長 最初の自主回収の事業者の範囲ですね。御質問の趣旨と違っているかもしれないんですが、販売の場合にというお話ですよ。確かに一義的にそのものに対して、特に危害性ということに対して責任を負うといったのは、基本的には私、製造者だと思うんですね。それで、輸入品の場合には、それにかわるものとして輸入者であるということで。ここで販売者を想定していますのは、例えばプライベートブランドで、販売者の名前で流通しているものであるとか、それから、製造者の名前じゃなくて、固有企業で販売者の名前で販売しているもの。こういったものについては、もちろん究極的な責任は製造者にあるんでしょうが、やはり販売者の方も積極的にかかわって、その商品のものについて、単に仕入れて売るという立場とは違うんだということで、そういった販売者の方は、製造者と同じ位置付けでとらえていきたいなと考えております。ですから、販売者の方すべてを、単に仕入れて販売する方に対して届け出るという、そういうことは現在のと

ころ想定はしておりません。実際にこの部分が、自治体の制度としての一つの適用限界というのがございますので、その中でどういう対処をしていくかというのは、先ほどもありましたように、想定される危害の大きさとか、中身、それから業者の方、そういうものも勘案しながら考えていくべきなのかなというふうに考えております。

あと、監視員の、まさに耳の痛い話なんですけど、都としては、特別区の監視員も含めて、年間何回もそういった技術講習会等で、新しい技術の習得やなんか含めて研修に努めているつもりでいるんですが、今の御指摘を踏まえて、実務的にもっともっとその中身も詰めていきたいと思えます。実態としてはそういう取組をしていきたいなと。現状でもいろいろ考えてはいるんですが、そういった研修に努めていきたいと。そういった苦情をいただかなくて済むような形にしていきたいなとは改めて考えております。

黒川座長 今の食品衛生監視員ですけれども、あれは資格を取っているんでしょう、もちろん。医者でいうと認定医とか、そういうのがありますけれども。

奥澤食品監視課長 知事が委嘱するときに、大学でこういった専門を専攻してくるというのが、法規定の中で資格要件が限定されていますので、そういった専門的な資格を持った人を職員として採用して、食品衛生監視員として任命するという形になります。だから、基本的に、専門的な知識というのは、学問としては当然持っている人間を充てているんですが、一つは接遇対応という、都民との窓口での対応の姿勢の問題が一つ、資質的な教育の課題があると。それから、専門性につきましては、絶えず新しく、今、技術がどんどん進歩していますし、法の規定もどんどん変わりますので、常にやはり新しい状況に対応できるようにブラッシュアップしていかなければいけないということで、職員はやっているつもりなんですけど、もっともっとやらなければいけないのかなというふうに感じております。

小川健康局副参事 ちょっと補足させていただきます。私どもも今、日々一生懸命勉強しているんですけれども、このリスク分析に基づく新しい取組というものにつきましては、始まったばかりでございますし、やはり現場の監視員が実際その場で、自分でいろいろなことを悩んだり考えたりするときに、どうしてもリスクの評価、考え方というのがなかなか、全員ぴったり一致するということが非常に難しい状況に来ているとは思っています。ですから、私どもも、これからリスクコミュニケーションが重要だと言われておりますけれども、当然、そういうやり方とか、一般消費者の方、都民の方とそういうふうな話し合いをするときとか、窓口などで接するようなときにも、リスクコミュニケーションの視点というものを入れながらお話しするよう、そういうような、私ども自分たちの教育というのか、研修というんでしょうか、努力というのが必要だと思いますので。非常に新しい取組が今始まったということで、我々も一緒になって勉強していきましょうということでございますので、よろしく願いいたします。

高濱委員 先ほど、保健所の対応といいますか、食品衛生監視員の対応について、宮澤委員からいろいろ御意見があったんですけれども、食品メーカーからも、保健所によって、それから保健所の担当者によって、対応が違うというような声はよく聞いておりますので、是非、その辺は御配慮をお願いしたいと思います。

自主回収の報告・公表につきましては、仮に導入するということであれば、具体的に詰めなければいけない問題もあろうかと思っておりますので、今後、事業者サイドとも御相談をい

ただきたいと思っております。

それから、食品の回収の問題なんですけれども、前回は申し上げたんですが、私が見るところでは、やはり過剰ともいえるべき回収が行われているのではないかなという感じがするわけでございます。過剰な回収というのは、本来捨てなくてもよい食品を捨てているわけでございますので、食品の製造現場で働いている人のモラルを低下させることもありますし、食品を捨てるというある種の倫理上の問題もあろうかと思っておりますので、その辺はリスクコミュニケーションを図る中で、議論を重ねていただきたいと考えているところでございます。

最後は少し泣き言のようで申しわけないんですが、食品メーカーというのは豊富な情報を持っていて強者の立場にあるというふうに一般には理解をされているわけなんですけれども、食料消費も成熟化しておりますし、デフレが長期化していることもありまして、食品メーカーは大変厳しい経営状況に置かれております。それから、大型小売店等のバイイングパワーも大変強いという状況の中で、食品メーカーは必ずしも強者の立場ではなくて、どちらかといえば弱者の立場に置かれているというのが実態じゃないかなと感じております。そういう中で、食の安全・安心を確保していくには、情報の収集とか、人材の育成とか、検査機器を導入するとか、いろいろコストもかかるわけですが、そういうコスト負担というものを必ずしもすべてが事業者の負担でできるとは思えないわけでございまして、そういう点については、是非、消費者の皆さんにも御理解をいただきたいというのが正直な気持ちでございます。

林委員 先ほどの論点に戻りますけれども、透明性・公平性については、是非、池山委員と同じように、理念上に位置付けていただきたいと思います。6ページと7ページを見ますと、私の気がついた範囲で3回公平性と透明性が出てくるんですね。これだけ強調されているんだから、やはり理念上明確にされた方がいいんじゃないかというふうに思います。

それから、もう一つ、高濱委員が食育も非常に大事だというふうなことをおっしゃったんですけれども、私はそれも同感でありまして、食品の安全性ということだけではなくて、健全な食生活というか、そういうふうなものをやはりきちんと位置付けた方がいいのではないかと。これは、健全なというのは個々人の主観がありますから、なかなか一義的には決めたいものがありますけれども、しかし、社会通念的な意味での健全なというところを、やはりもう少し新しい考え方として打ち出したらいいのではないかとというふうに思います。そういうところで、食育だとか、リスクコミュニケーションだとかも一つのテーマになってくるのかなと思っております。

それは今まで出たお話なんですけど、もう二つ申し上げたいんですけれども、一つは、リスクコミュニケーション機関、リスクコミュニケーションの推進協議会みたいなものをつくった方がいいのではないかと私は文書で申し上げたんですけれども、それについては、地方自治法の方から制約があるんだというふうなお答えなんですけど、ここは要するに地方自治法の見方の問題になってくるかもしれませんけれども、非常に新しい行政を進めていく上で、地方自治法はある部分桎梏(しっこく)になっているといいますか、それは東京都も別な、例えば知事本部のあたりで、地方分権を進める上でいろいろな検討をされていて、地方自治法の問題点なども提言されていると思います。ある部分窮屈なんですよ。

とりわけリスクアナリシスなどは新しいものですから、そういう場合、地方自治法の規定は窮屈だという認識を持っています。ただし、地方自治法に従って地方行政をやらざるを得ないというのは理解できますけれども。

そうすると、そこでやはり何か知恵を出すべきではないかと思います。例えば附属機関としてリスクコミュニケーションの機関を置いて、その運営は当然事務局がおやりになると思いますけれども、そのリスクコミュニケーションの附属機関が、それとリンクする形で協議の場をつくる。例えば、都民協働事業なんていうのがあるわけですよ、生活文化局の方でやっている。これは要するに都政と都民とのパートナーシップ事業、あるいはコラボレーション事業だと思いますけれども、そういう試みをされているわけですから、そういう附属機関を置きながら、同時に実施については、そのような都民協働事業のような、そういう発想に立ったパートナーシップ、コラボレーションの形でリスクコミュニケーションの協議会をつくるというのは可能だと思うんですね。ですから、余り地方自治法の規定にこだわらずに、もう少し工夫をしていくというふうな姿勢が必要なのではないかなというふうに思います。

もう一つは、ここに出ていないんですが、今、高濱委員もおっしゃったんですが、やはり事業者に対する支援というふうなものが必要ではないだろうか。これはお金の話というよりも、ノウハウですとか、情報の提供ですとか、相談ですとか、そういうふうな形の事業者の支援というのは、これは非常に新しいシステムでやるわけですから、そういうことに関しては必要かなというふうに思っています。

黒川座長 2点ありましたけれども、どうぞ。

村田健康局副参事 林委員から4点ほどの御指摘だったかと思しますので。事務局としての見解でございますので、ある意味では、ほかの委員の皆様方の御意見も是非伺いたいんですが。

まず、公平性・透明性の確保なんですけれども、措置勧告ですとか安全性調査の部分でこの言葉を使わせていただきましたのは、いわゆる行政手続法という法がありますよね。要するに行政として強権を発動するような場合には、当然、求められる手続の明文化、それが求められておりますので、この部分は、処分ではないけれども、限りなく事業者の方々に強制力を持たせるものなので、行政手続法の考え方からしても、当然、公平性・透明性を図るというところから表現を入れたまででございます。一般論としては、繰り返しになるんですが、事務局の整理の仕方としては、都政全般に普遍的に当てはまる問題なので、あえてこの食品の条例に入れなくてもという整理でございます。

それから、2点目の健全な食生活をという部分なんですけれども、今、林委員御自身もおっしゃられていましたように、概念として主観がかなり入る部分なんです。したがって、確かに今の基本方針の中には健全な食生活という言葉が入っているかと思うんですが、基本方針と今回の条例が決定的に違いますのは、これは法規になるわけですね。したがって、今後、推進計画を作ったりする場合、そういう概念について議論をして、こういう考え方も盛り込むべきということにはなるかもしれないんですが、法規として客観的な点とか、判断の定まっていなかった言葉を入れるのはどうかという議論が中でありまして、御意見はあったんですが入れなかったという趣旨でございます。

それから、3点目の推進機関、リスクコミュニケーションのですね。確かに自治法上の

制約がある。これはこの附属機関のことだけではなくて、いろいろな場面で今の自治法の制約というのは感ずるわけなんです、ただ、現行は、少なくとも今の法律にのっとって私どもは進めていかなければならないわけでございます。それで、今のお話ですと、推進機関をつくって、あと、実際にやるのはほかの事業者でもいいじゃないということですよ。であるならば、例えばなんですけれども、食品安全調査会なりで、東京都が進めるリスクコミュニケーションのあり方、どんなふうにしていったらいいんだろうということをお話いただいて、その御提言を踏まえて何がしかの事業者をつくる、あるいは新しい施策を展開するというような進め方でも差し支えないんじゃないかと思うんですね。食品安全調査会というのは、ある意味基本的な施策に関することと、所掌としては極めて広い概念に入りますので、今発言された御提案ですと、調査会の中であるべき論を審議していただければ、それでいいのかなというふうに事務局としては考えます。

それから、事業者に対する技術的支援の問題というのは、御指摘としては、私どもとしては、理解はしたんですが、これは、これこそ初めて出てきた御提案でございましたので、ほかの委員の皆様方の御意見も踏まえまして、事務局としては整理をさせていただきたいなと思っております。

以上です。

黒川座長 今、最後の事業者への支援の問題というのは、確かに今御提案があったようですけれども、この点についてどうでしょう。

神谷委員 それは知事勧告、措置勧告のことにも関連するだろうと思うんですけれども、個々の事業者の自己として起因する問題であれば、これはある意味においてはいたし方がないという部分もあるかと思えます。ただし、疑わしきような状態のものが原因である場合でも、原材料あるいは食材というものを、販売業者の場合は小売してしまうわけですね。あるいは、調理業者はそれをもって調理をしてしまうということで、もうそのものが産品やあるいは製品になってしまうということが多々あるかと思えます。それが、後になってそういう問題が急に出てくるということになりますと、相当経済的なダメージというのは大きくなりますので、その辺のところを今回の中にも十分考慮、配慮した処置をとっていただきたいなと思うわけでございます。確かに高濱委員のところは、前回も申し上げましたけれども、製造の方でございますので、上の方はすぐストップがきくかもしれません。しかし、私どもの業界の方々というのは、販売あるいは調理業ということが主体でございますので、そういう方々にしてみますと、流れ切ってきた後の問題として、どうしてもその辺のところを考慮していただかなくてはならないのではなかろうかと思うわけでございます。したがって、経済的な援助というものもその中に含めるということでお考えいただければありがたいと思えます。

それから、それはそれとして、全体的なことではちょっと申し上げますけれども、都民の健康を守るという主眼で、食品安全行政への積極的な取組の体制というものは今回とられていると思うわけでございますし、また、行政、事業者、都民がお互いの責任あるいは役割を持ちながら、食品の安全確保というものに立ち向かっていくというような姿勢が打ち出されたこれは案ではなかろうかと私は評価をしているわけございまして、その意味におきましては、全体的に十分意のあるものであると判断をいたしております。

以上でございます。

黒川座長 今の事業者へのうんぬんという、そのところにちょっと絞りたいと思いませんけれども、よろしいですか。ほかに御意見は。

碧海委員 林委員の2点目の御意見に対する事務局のお答えに、私はちょっとやはりまだ納得できないんですが、食生活ということになると主観が入るというお話でしたが、リスクコミュニケーションをやる上で、食品の安全だけでは私は済まないというふうに思っていますね。つまり当然食生活が問題になってきて、特に都民の側にとっては、食品の安全だけではなくて、絶対食生活の安全ということを考えなければいけないわけですし、例えば9ページの「教育・学習の推進」といったようなところもございしますが、そういうようなところには、せめて食品の安全だけじゃなくて、やはり食生活の安全ということを入れないといけないんじゃないか。つまりそうしないと、かえって自分で自分の首を絞めることになるのではないかという気がするわけです。つまり食品がどんなに安全であっても、やはりそれをどうとるか、どう食べるかということに安全の問題はかかわってくるわけです。どこかでやはりそのことを入れられないものか。特に安全情報評価委員会の方の検討というのは、これはやはり食生活を考えないわけにはいかないという気がするんですよ。実際に考えて議論しているような気がするんですが、そういう意味でちょっと、更にしつこく意見を申し上げました。

黒川座長 それじゃあ、今の点で事務局、ありますか。

村田健康局副参事 ただいまの碧海副座長の御指摘なんでございますけれども、今、碧海副座長、食品の安全だけではなくて、安全な食生活とおっしゃられましたような……。

碧海委員 いえ。食生活……。

村田健康局副参事 食生活の安全ですか。失礼いたしました。

碧海委員 なんですが、まあ、安全な食生活でも。

村田健康局副参事 条例の目的そのものが食品の安全の確保でございますので、食生活の安全というような概念であれば、「教育・学習の推進」の部分ですと、安全を確保するためにはというための教育・学習の推進でございますので、はまるかなと事務局としては整理をしました。そうしますと、ここは、「食品の安全や食生活の安全」についてということでもよろしゅうございますでしょうか。

碧海委員 つまり先ほどの御説明だと、全体として触れるというのがどうかという御異論があったということでしたので、少なくとも、例えばリスクコミュニケーションとか、この教育とか、そういう部分についてはきちり触れておいた方がいいんじゃないかというふうに思ったわけです。

黒川座長 私は、これは同感で、やはり教育・学習を推進するときにそこも、その次のステップだと思いますけれども、一応盛り込んでおいた方が私はいいと考えますけれども。一つ、あと、リスクコミュニケーションの推進機関といいますが、その問題がまだちょっと、皆様の御意見をいただきたいと思っておりますが、どうでしょうか、その辺は。

交告委員 事務局の説明では附属機関という言葉が出てきたんですけれども、前提として、林委員が、前回でしたか、お示しになったようなリスクコミュニケーション推進機関をやるということになると、行政委員会にしなければいけないということになってきて、行政委員会は法律で、地方自治法で、法律の定めるところによりつくと書いてあって、そこをどう解釈するかちょっと議論もあるんだけれども、そこを今の段階で踏み込んでし

まうには、ちょっと勇気が要るかなという感じで、もうちょっと学会の議論が欲しいなというところなんですよね。だから、林委員もそのところを御納得されて、要するに附属機関であっても、もうちょっと工夫があるかという、コラボレーションの遂行ならできるんじゃないかというふうにおっしゃって、私もちょっと知恵を働かす余地はあると思うんですよね。そこを食品安全調査会などでもうちょっと御議論して、どういう協働、コラボレーションのあり方があるかというところも検討していくという機会は持った方がいいと思います。

黒川座長 今回のこの専門委員会報告書というより、次の過程で、推進計画ですか、その過程で議論する話題としてはとっておくというふうな、議事録上残ることになると思うんですけども、いかがでしょう。

林委員 もう少し前倒して……。

黒川座長 前倒しですか。どういう形か……。

林委員 先ほどの村田さんの御説明だと、食品安全調査会の所掌事務の中に入れ込むかと、リスクコミュニケーションの基本事項をというふうに受けとめた……。

村田健康局副参事 所掌として入れるというのではなくて、いわゆる食品安全対策の重要な施策について調査・審議するというのが書き方になるのかなと思うんですが、それは要するに、ある意味何でもありきなんです。規制策でもいいし、誘導策でもいいし、まさにリスクコミュニケーションのあり方でもよろしいですので、そういう意味では何でも、調査会であれば統括できるという意味でございます。

林委員 それはそうですね。ただ、これまでの御説明だと、安全情報評価委員会の方でリスクコミュニケーションを担当するみたいな、そういう御説明がありましたよね。

村田健康局副参事 評価委員会が所掌しますリスクコミュニケーションというのは、あの評価委員会であるものについて評価をしていただくと、その評価結果をどのようにしたら都民の皆様方に御理解いただけるかというときのサジェスションをしていただくということなんです。ですから、あるべき論、どういうリスクコミュニケーションのあり方が望ましいんだろうということについては、安全調査会の所掌として、検討の事項としてはまるのではないかとということでございます。

林委員 これは前にも申し上げたんだけど、安全情報評価委員会は、ちょっと、科学的評価の専門家がやはり中軸に座っているというふうな感じがするので、ですから、できるだけリスクコミュニケーションを専門的にできるような機関を設置すべきだというのが私の意見です。それと、だから、実際の実施については切り離さざるを得ないのかもしれないと思いますけれども、しかし、企画立案みたいなものは、そのリスクコミュニケーションの専門家がやってもよろしいんじゃないかというのが私の意見ですね。そこは変わりませんけれども。

村田健康局副参事 それにつきましては、繰り返しになるんですが、企画実施というのは附属機関の事務に限りませんので、その部分は私どもの方にお任せいただくと。企画です。企画も執行に当たりますので。企画という言葉の問題なんですけれども、考え方について御審議だとか、あるいはこういう仕組みが必要なんですと……。

林委員 事務局がお立てになった企画案を審議することは可能ですね。

村田健康局副参事 であれば、食品安全調査会の方で所掌としては十分可能ではないか

という整理がされます。

黒川座長 どうでしょう。ほかの点に関して意見をいただきたいと思いますが。

(「なし」の声あり)

黒川座長 それでは、食品安全調査会、この次に、仮称ですか、つくられるという、そこでの検討課題といいますか、それを議事録のみということじゃなくて、この報告書のどこかへちょっと盛り込んでおいた方がいいと。そうすると、例えば8ページの最後のところに、下から2行目、共有と交流が図られる仕組みについて、今後、今言ったような趣旨で、食品安全調査会での重要な検討課題にするとか、そういう文言をちょろっと入れると、どうなんでしょうか。事務局もそうおっしゃっていたようだしね。

村田健康局副参事 入れる場所としては、御提案なんですけれども、御趣旨はわかりましたので、例えばなんですけど、9ページの「その他」のところで、食品安全調査会とはという記述がございますので、そこで、「リスクコミュニケーションのあり方などを、食品安全行政のあり方を審議・検討することを役割とし」という書き込みが、この中では一番整理がしやすいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

黒川座長 確かに「その他」においては、食品安全調査会のこれからの役割についてまとめるところですので、そちらでよろしいですね。じゃあ、そういうことにさせていただきますましょう。

それでは、大体よろしいでしょうか。

村田健康局副参事 恐れ入ります。事業者に対する支援のお話がありましたかと思うんですが、先ほど神谷委員の方から、措置勧告に当たって、当然、販売サイド、メーカーの方は回収しろと言ってもすぐに回収できるけれども、いわゆる一番消費者に近い立場の事業者としては、なかなかその辺も負担になるのだという意見を出されていたんですけれども、これは支援の問題という以前に、措置勧告の出し方の点でも私どもが配慮すべきことなのかなと思い当たりましたので、支援というよりは措置勧告の出し方、どういう措置勧告を出すのかというところで配慮させていただければと思っております。

それで、林委員の御指摘としては、事業者に対する技術的な支援、これは例えば、高濱委員も以前おっしゃられたかと思うんですが、法改正がこれだけ頻回にあると、どんな改正があるのか、詳しいことが実はつくっている側にもわかりかねている部分があると。そういうところは、行政として責任を持って、ちゃんとした周知をするべきだということも含めた技術的な支援だろうと解してよろしいんでしょうか。

林委員 例えば自主管理認証制度みたいなものに関しても、それを普及させるためには技術的な支援が必要じゃないかということです。

村田健康局副参事 そういう意味ですね。

林委員 コンサルテーションというんですかね。

村田健康局副参事 ほかの委員の皆様方も御異議がないということでしたら、事務局としては、委員の皆様方の御意向に沿いたいと思っております。

黒川座長 具体的に入れ込むというのは、場所はまだ 今考えているのかな。

村田健康局副参事 どのあたりに入れるのかということにつきましては、事務局の方でまた検討させていただければと思います。

黒川座長 かなり時間もたちましたけれども、「第3」について、かなり御意見をいた

だきました。全般にわたりまして、この際、御意見、御提案でもあれば。

(「なし」の声あり)

黒川座長 よろしいでしょうか。そうしますと、次のステップといえますか、10月21日に食品衛生調査会、そこで、御報告(案)ということでこれをまとめなくてはならないわけですが、ちょっとしたこの報告書(案)の修文があります。それはいかがこの会を開くわけにはいかないと思いますけれども。

奥澤食品監視課長 よろしければ。今、既にこの場で書き込みを御了解いただいた訂正もごさいます。それ以外に、先ほど碧海委員から御指摘になりました、都が担うリスクコミュニケーションという、ここの部分が少し説明不足であろうと。もう少し十分に書き込んだ方がいいだろうという御指摘がありました。それから、最後の、今の営業者、事業者に対する支援の部分、この趣旨を構成的にどこにどういうふうに入れるかというのは、ここでちょっと議論できませんので、大きく言ってその2点だったかと思います。それから、あと、先ほどの食品安全調査会のところにリスクコミュニケーションの部分を例示として書き込むということで。という3点であったのかなと思います。そういう意味ではほかにもありましたでしょうか。

碧海委員 食生活が。

奥澤食品監視課長 わかりました。食生活は、入れるということでもう……。

碧海委員 それと別。済みません。先ほど座長とちょっと陰で御相談してわかったんですが、2ページの食品安全情報評価委員会は、「以下、「評価委員会」という」というふうになっておりますね。この「以下、「評価委員会」という」ということはどうしても必要でしょうか。なぜかという、私自身も、この後の方の評価委員会というところが、省略されていると気がつかない人もいるかなという気がしたものですから。もし言葉が長いからというだけの理由なら、私はやはりフルネームを入れた方がいいんじゃないかというふうに思います。

黒川座長 そうした方が私もね。これは一種のPRといえますか、評価委員会というのはごまんとありますからね。せっかくおつくりになったから、くどいかもしれないけれども、入れてよしいんじゃないですか。そんな字数の問題じゃないと思いますけれども。

奥澤食品監視課長 略したからといって、倍ぐらいの量ですので。大きな影響はありませんので、御趣旨に沿わせていただきます。今の点含めまして、基本的な内容については御同意いただけているのかなと思いますので、できましたら私ども事務局と座長、副座長と御相談をさせていただいて、今の5点につきまして盛り込ませていただくと。できればその形で次の調査会に専門委員会報告として出させていただければと考えておりますが、いかがでございましょうか。

黒川座長 副座長、今日就任していただきましたけれども、私と事務局で、皆様の今日の結果を入れたものを21日に。その前に皆様にファクスぐらいいたしますか。

村田健康局副参事 調整させていただいた結果につきましては、あらかじめ専門委員会の皆様方にお送りさせていただきたいと思います。

黒川座長 それじゃあ、大体議論も尽きたかと思えますけれども、どうぞ、その先は事務局、締めをお願いいたします。

奥澤食品監視課長 どうも長時間にわたりまして熱心な御審議、ありがとうございます

た。今申し上げましたように、5点ばかり加筆修正する部分がございます。それにつきましては、至急事務局の方で作業いたしまして、座長の方に御相談をさせていただいて、決定させていただいた後に皆様方の方に送らせていただきます。その形で、来る調査会の方に専門委員会報告として報告をさせていただく方向で作業を進めていきたいと思っております。

それでは、本日の専門委員会の閉会に当たりまして、中井食品医薬品安全部長から一言ごあいさつを申し上げます。

中井食品医薬品安全部長 食品医薬品安全部長の中井でございます。委員の皆様には、先月の第1回専門委員会から、大変短い時間ではございましたけれども、活発な御議論をいただきましてまことにありがとうございます。今回の検討に当たりましては、「意見を聴く会」の開催など、これまでの食品衛生調査会にはなかったスタイルでの関係者の意見反映を図ることができました。また、本日、専門委員会として一定の御報告をいただけましたことに、改めてお礼申し上げる次第でございます。

さて、従前より御説明申し上げてまいりましたとおり、条例制定につきましては、年度内を目途といたしまして、調査会答申につきましては年内にお願いしたいと考えております。つきましては、本日の専門委員会の御報告は、速やかに調査会へ報告させていただきたいと存じます。

なお、次回の調査会は、今月の21日（火曜日）午前中に開催したいと考えております。専門委員会の皆様には、本日、種々御提案をいただきましたが、引き続き調査会での御審議をよろしくお願い申し上げます。

今後とも調査会の委員の方々の御活発な御議論をもとにいたしまして、検討が効率的に進められますよう、事務局としても努めてまいりたいと考えております。御多忙のところ、たびたびこちらに御足労いただくこととなりますが、御協力をお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。本日はどうもありがとうございました。

黒川座長 ありがとうございます。

それでは、これで閉会いたします。

午前11時52分 閉会